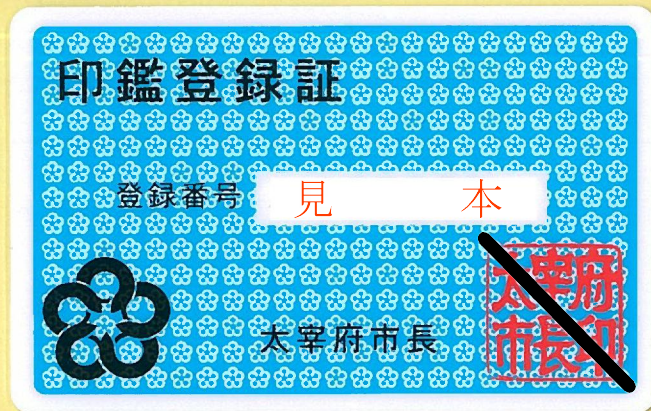


表面



裏面

〔注意事項〕

- ① この印鑑登録証は、印鑑の登録を受けている本人であることを証明するものですから大切に保管してください。
- ② 印鑑登録証明書が必要なときは、必ずこの印鑑登録証を持参してください。
- ③ この登録証の提出がなければ実印や本人確認書類等を持参されても印鑑登録証明書は、発行いたしません。
- ④ 代理人に依頼するときは、この印鑑登録証を持参させてください。
- ⑤ この登録証を亡失したときは、事故防止のため、直ちに太宰府市市民課へ届け出てください。
この場合、再発行はいたしません。改めて新規登録の手続きが必要です。
- ⑥ 転出、廃鑑、氏名変更、死亡等の場合は、この登録証を返却してください。